

# 南山法科大学院 2025

人間の尊厳のために

Nanzan School of Law



NANZAN  
UNIVERSITY





南山大学長 ロバート・キサラ

南山大学は創立以来、「キリスト教世界観に基づく学校教育」を建学の理念とし、「人間の尊厳のために」という教育モットーを掲げてきました。キリスト教精神によれば、一人ひとりの人間は一個人としてかけがえない存在であり、侵すべからざる尊厳を持ちます。

本学では、すべての学生が、自らの尊厳を強く自覚すると同時に他者の尊厳を尊重し、すべての人と協力して社会に貢献できるような人間となるよう、教育を行なっています。

グローバル時代を迎えた現代において法曹に寄せられる社会の期待を考えたとき、人間の尊厳を尊重する南山法科大学院が果たすべき役割は、大変大きいものに違いありません。



法務研究科長 榎本 雅記

南山法科大学院は、キリスト教精神に基づく南山大学の教育モットー「人間の尊厳のために」を法曹養成の領域で実践することを目指し、人間の尊厳を基本とした倫理観を身につけ、社会に貢献できる法曹の養成を教育理念としています。社会のあらゆる場面において人間性の回復と人間を中心に置いた思考が求められる現代社会においては、より一層人間の尊厳に対する深い理解が求められていると言えるでしょう。

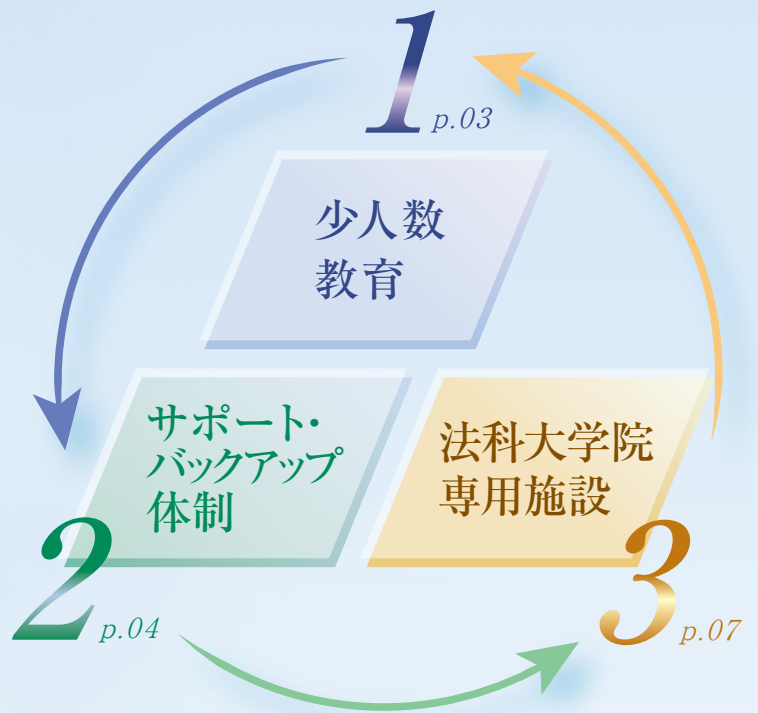
本研究科は、今後も、刻々と変化する社会において想起する様々な諸問題に対して、上記教育理念の下、司法に期待される役割を十全に果たしうる法曹を養成したいと考えています。そのため、少人数制の下での、教員と院生の相互の信頼関係を土台とした、質の高い、きめ細やかな双方向教育の実践を目指して務めています。

ぜひ、一人でも多くの方が、本法科大学院で、上記の教育理念を学ぶ場に加わって頂けたらと思います。

# 南山だからできる

社会貢献できる有為な法曹人養成

## 南山ならではの3つの特色



# 1

## 少人数教育

# 人間の尊厳を基本とした少人数教育

目指す人間像・・・人間の尊厳を基本とした倫理観を身につけ、社会に貢献できる法曹

## 法曹養成における「人間の尊厳のために」の理念の実践

変化の激しい21世紀の現代社会においては、社会のあらゆる場面において人間性の回復と人間を中心に置いた思考が求められています。このような現代社会の基本構造を支える存在としての、人間の尊厳に対する深い理解を備えた、豊かな人間性をもつ法曹の養成を目指します。

## 法曹に不可欠の倫理観と基本的法知識・能力の修得

「人間の尊厳のために」を基本として法曹に必要な基礎的知識を獲得し、人権感覚を持つ社会に貢献できる法曹の養成をめざします。このため、南山法科大学院では、「法律基本科目群」および「実務基礎科目群」と並んで、「人間の尊厳科目群」を開設するとともに、「展開・先端科目群」においては《社会・人権領域》にも焦点を当てたカリキュラムを採用し、人間一人ひとりの人権を尊重するという基本的スタンスのもとに、調査能力、分析能力、問題発見能力、解決能力の修得を目指します。



## 多様な工夫による基礎・応用能力の養成

### 多様な教育方法の活用

ソクラテス・メソッドやケースメソッドを用いた授業のほかに、実務法曹の養成という目的から多様な教育方法が必要になります。具体的には、ロールプレイングや模擬裁判などのシミュレーション、実務の現場に赴いて学ぶエクスターンシップ、情報ツールを活用したオンライン教育などです。

南山法科大学院では、「模擬裁判」、「法務エクスターンシップ」等の科目においてこのような教育を実践します。

### 双方向・多方向の授業による少人数教育

ロースクールの教育方法は、従来の大学法学部で主流となっていた大講義室での一方通行講義ではなく、少人数クラスを前提として、双方向・多方向的な授業を行います。

このような授業のモデルとして有名なのが、ソクラテス・メソッドと呼ばれる方法です。また判例を中心として学習を進めるケースメソッドも、効果的に用いられています。

南山法科大学院では、これまで法学部や大学院法学研究科で行われてきた講義・ゼミの長所を残しつつ、双方向・多方向の教育方法を積極的に取り入れています。





## 2 サポート・バックアップ体制

# 充実の学生サポートとバックアップ体制

きめ細やかな個別指導体制とバックアップが南山法科大学院の強みです。

### 充実した学生サポート体制

専任教員による個別指導(指導教員制、オフィスアワー)を受けることができます。また、現役法曹等によるアドバイザー制度を設けています。学習環境面では、個人別キャレルを配置した院生研究室を設け、学習のための十分なスペースを確保しています。

### きめ細やかな指導教員制

南山法科大学院では、指導教員制を設けています。専任教員が1人当たり1学年2名程度の学生を担当し、年2回の成績表交付時には、単位修得状況を踏まえた履修指導を行うだけでなく、生活上のさまざまな相談に個別に応じます。

### オフィスアワー

すべての専任教員は、毎週の特定の曜日時間帯をオフィスアワーとして設定していますので、希望する院生は、教員研究室で個別に面談しながら、授業に関する具体的な質問や日頃の学習方法、法科大学院での学習環境に関することについて、個別にアドバイスを受けることができます。

### 入学前の導入教育

入学後の授業の履修や日々の学習にスムーズに取り組めるよう、合格者対象の導入教育を実施しています。合格者向けガイダンス、司法試験の法学出身合格者の体験談と質疑応答の機会、法科大学院で学ぶ法律基本科目に関する入学直前準備講座を開催し、入学前の学習のサポート体制を整えています。

### 施設利用生制度(修了生対象)

本法科大学院修了生を対象とした施設利用生制度があります。修了後も、直後の司法試験までは無料で、院生研究室・法科大学院図書室等の施設を利用することができます。その後も、5,000円/月で利用できます。

## ◆ アドバイザー制



### アドバイザー弁護士

- 市川 哲宏 (春日井法律事務所)
- 北川 喜郎 (多田法律事務所)
- 加藤 由理 (名古屋伏見法律事務所)
- 社古地 健人 (弁護士法人大塚・加藤法律事務所)
- 宮前 浩之郎 (中村・林法律事務所)
- 村上 光平 (弁護士法人名古屋北法律事務所)
- 伊藤 拓也 (シエル法律事務所)
- 加田 千捺 (入谷法律事務所)
- 木下 智香子 (あきつゆ国際特許法律事務所)

南山法科大学院では、アドバイザー制を設けて、院生の皆さんの勉学をサポートしています。2024年度は9名のアドバイザー弁護士が、月に概ね4回ほど、勉強会を開く予定です。

勉強会には、未修1・2年生および既修1年生を対象とするゼミ(1年生ゼミ、2年生ゼミ)、また、未修3年生、既修2年生および修了生を対象とするゼミ(ケーススタディ)があります。1年生ゼミは、法科大学院に入学したての院生の皆さんに法科大学院での勉強の仕方を身につけてもらい、また、法律の文章の書き方の基礎を習得するなど、その後の法科大学院での勉強へのアシストをすることを目的とします。2年生ゼミは、論述問題に答える練習を行います。そして、ケーススタディは、各アドバイザーが例えば憲法のような一つの科目を担当し、勉強会を行います。ここでは、法科大学院の授業ですでに学んだことを前提に、より実践的な勉強を行います。

南山法科大学院では、法科大学院生の自主的な学習支援のために、**NANZAN Self-Learning System**を用意し活用しています。**NANZAN Self-Learning System**は、下記のシステムから構成されています。

## TKC教育支援システム

基本システムであるTKC教育支援システムによって、法科大学院生は、Web上で授業計画と各回の授業内容を知ることができます。

授業期間が始まると、このシステムの各科目のページに、レジュメのファイルがアップロードされたり、判例や文献が指示されたりするため、それに基づき予習をします。

予習として、[予習案内]などにおいて、レジュメの設問に答えること、事例問題に答えることなどが出されると、法科大学院生は、自宅でも院生研究室でもどこでも、提供された資料を活用して指示にしたがって予習をすることができます。

また、このシステムにおいて、レポートが出題されることもあります。学生がレポートを作成して提出した後、このシステム上で、教員が評価やコメントを返すことが可能となっています。

このシステムにおける各科目のページには、講義で使用されたレジュメなどが保存され、また、課題として復習問題が出されることもありますので、法科大学院生は予習や復習をすることができます。

また、教員と院生が自由に書き込むことができる「Q&A」と「ディスカッション」があり、授業内容についての質問をして教員から示唆を得たり、院生間の議論の場としても利用できます。

このシステムを独創的に活用することによって、法科大学院生の自主的で双方向の学習が可能となっています。

## Self-Checking System

Self-Checking System は、自習意欲を尊重し、知識確認を自分で行うためのシステムです。

法科大学院生は、データベースに登録された択一式問題や○×問題を用いて、いつでもどこでもオンラインによる自習を行うことができます。このシステムは授業で学んだ項目について自らの理解度を確認したり、さらに発展的な学習を進めるために、各自の意欲に応じた学習をサポートするものです。

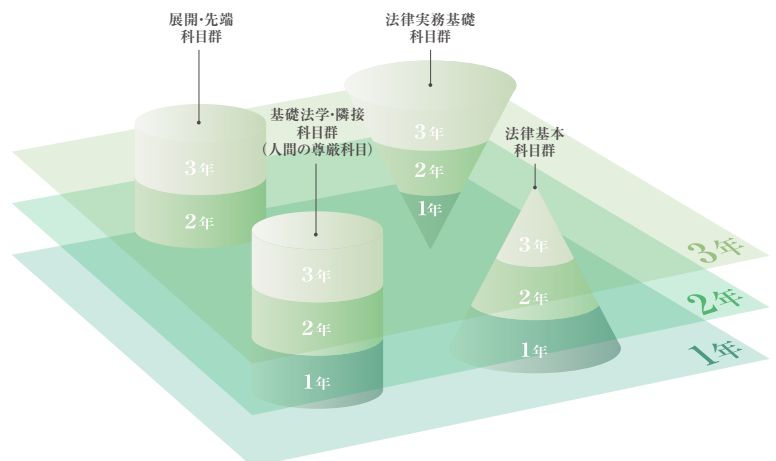
## 授業録画システム

法律基本科目群のいくつかの授業をビデオカメラで録画し、事後に自由に視聴できるシステムがあります。授業での説明をもう一度確認したい場合や、やむをえず授業を欠席してしまった場合には、法務研究科図書室内の専用ブースに設置してあるデスクトップPCにて過去の授業の映像を視聴することができます。

## Self-Researching System

第三のシステムである Self-Researching System によって、法科大学院生は、判例・法令・法律雑誌・文献の検索ができる複数のデータベースを、どこからでもいつでも利用することができます。

4つの科目群「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群(人間の尊厳科目)」「展開・先端科目群」を設定しています。特に「展開・先端科目群」では、社会においてより弱い立場にある人々への配慮を忘れず、また、生活者、勤労者の視点を重視する《社会・人権領域》を設け、「医療と法」、「社会保障と法」、「消費者法」などの科目を配置しています。人間一人ひとりが固有の価値を持っているという観点からものを見る力を身につけた、社会的使命感を持つ法曹の養成をめざします。



◆ 人間の尊厳を基本とした倫理観を身につけた、社会に貢献できる法曹 ◆

# 基本科目を中心としつつ、実務応用能力・実務感覚を養う教育

「法律基本科目群」において基礎的な力をじっくりと修得し、基礎的な実力を土台とした上で、「法律実務基礎科目群」はもちろん、「展開・先端科目群」においても、実務家による科目を数多く配置して、法曹として備えるべき資質・能力を育成するとともに、実務的な感覚を学ぶことができるカリキュラムを組んでいます。

2022年度より、リーガルライティングの充実を図るため、開講回数を増やし、本研究科出身の弁護士を教員に加えしました。

2024年度より、司法試験選択科目の学習を充実させるため、経済法・国際私法に関する科目を増設・再編しました。

**【2024年度】** ※2024年4月現在のカリキュラムです。内容は変更になる場合があります。

○内数字は単位数

科目群	単位数	基礎科目 応用科目の別	1年		2年		3年	
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
必修科目	公法系	基礎科目	憲法(人権)②	憲法(統治)②	行政法②			
		応用科目			憲法(憲法訴訟)②	憲法演習② 行政法演習②		
	民事系	基礎科目	民法(契約法)④ 民法(物権法)② 民法(家族法)②	民法(不法行為法)② 民法(担保法)② 商法(会社法)④ 商法(商法総則・商行為法)②	民事訴訟法I②	民事訴訟法II②		
		応用科目			民法演習I② 商法演習②	民法演習II②	民事訴訟法演習②	
	刑事系	基礎科目	刑法I④		刑法II② 刑事訴訟法I②	刑事訴訟法II②		
		応用科目				刑法演習②	刑事訴訟法演習②	
法律実務基礎科目群	14			民事法演習(要件事実1)②	民事実務総合研究 (民事裁判の実務)②	民事実務演習(要件事実2)② 民事法研究(専門訴訟の実務)② 法曹倫理②	刑事実務総合研究② 刑事実務演習②	
小計	70		14	12	16	14	10	4
選択必修科目	法律基本科目群	4	基礎科目	憲法基礎研究② 民法基礎研究② 刑法基礎研究②				
	基礎法学・隣接科目群 (人間の尊厳科目)	4		法と人間の尊厳(歴史の視点)、法と人間の尊厳(哲学の視点)など				
	展開・先端科目群	12*				※司法試験の選択科目については、更に選択必修 労働法(個別紛争)、倒産法務(破産)など		
	小計	20				20		
選択科目	法律基本科目群	12	基礎科目	リーガルライティング②				
	応用科目							
	法律実務基礎科目群					法務エクスターン シップ②		模擬裁判② 紛争解決(ロイヤリング)②
	基礎法学・隣接科目群 (人間の尊厳科目)			法と人間の尊厳(歴史の視点)、法と人間の尊厳(哲学の視点)など				
	展開・先端科目群					※司法試験の選択科目については、更に選択必修 労働法(個別紛争)、倒産法務(破産)など		
小計	12				12			
合計履修単位数	102		18	18	18	20	18	10

■上の表は、標準修業コースのもので、法学既修者のための2年コースは、標準修業コース1年次担当科目のうち法律基本科目を一括して30単位数認定し、2年次担当科目から履修します。

## 現場で学ぶ法曹実務と法曹倫理

### ◆ 法務エクスターンシップ

「法務エクスターンシップ」として、法律事務所にて一定期間学生を派遣し、実務に直接触れることを通じた研修の機会を用意しています。

指導を担当する実務指導弁護士は、司法修習生等の指導経験が豊富で、弁護士として誠実に職務を行い後輩の指導にも情熱を持っている弁護士です。

学生の皆さんは、法律事務所にて身を置き、生の事件・紛争を前提に、教室で学んできたことが現場でどのように活かされているのかを直接に見聞することになります。面接、交渉、訴訟準備のための調査、証拠収集、文書作成等に関わり、実務を学ぶと共に、弁護士としての姿勢や考え、倫理を学ぶことができます。同時に、法曹になるためのモチベーションを高めるといった効果も大いに期待できます。

短期間のエクスターンシップをより実効的にするため、派遣前のガイダンス、法廷傍聴と派遣後の報告会も予定しています。



法務エクスターンシップ責任者  
**北川 ひろみ** 教授  
弁護士

### エクスターンシップ委嘱先 法務エクスターンシップ提携事務所

- |                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 池田 伸之(池田総合法律事務所)               | 額田 和義(額田・吉野法律事務所)                    |
| 伊藤 陽児(久屋大通法律事務所)               | 雑賀 正浩(恵沢法律事務所)                       |
| 岡田 千絵(鹿倉法律事務所)                 | 柴田 義朗(柴田・羽賀法律事務所)                    |
| 奥村 哲司(セントラル法律事務所)              | 園田 理(園田法律事務所)                        |
| 加藤 健一(大塚・加藤法律事務所)              | 多田 元(多田法律事務所)                        |
| 加藤 睦雄(加藤・川副法律事務所)              | 堤 真吾(堤・安田法律事務所)                      |
| 金井 正成(かない法律事務所)                | 富田 隆司(富田法律事務所)                       |
| 川上 明彦(オリンピック法律事務所)             | 中山 信義(中山共同法律事務所)                     |
| 北川 ひろみ(南館・北川・木村法律事務所)          | 西脇 明典(西脇法律事務所)                       |
| 専任教員「法曹倫理」                     | 花井 増実(万袋総合法律事務所)                     |
| 「紛争解決(ロイヤリング)」                 | 村上 文男(弁護士法人愛知総合法律事務所<br>名古屋丸の内本部事務所) |
| 「法務エクスターンシップ」                  | 村瀬 俊高(奥相・村瀬法律事務所)                    |
| 「模擬裁判」担当                       | 村橋 泰志(あゆの風法律事務所)                     |
| 木下 芳宣(木下法律事務所)                 | 森 亮爾(アール・イー総合法律事務所)                  |
| 久志本 修一(久志本法律事務所)               | 安井 信久(安井・宮田法律事務所)                    |
| 専任教員「民事実務演習(要件事実2)」            |                                      |
| 「不動産法務」「民事実務総合研究<br>(民事裁判の実務)」 |                                      |
| 「模擬裁判」担当                       |                                      |

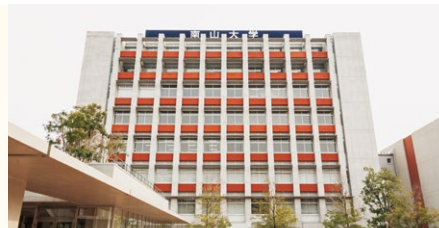


# 3 法科大学院棟の 施設・設備

## 法科大学院のための 整備された教育施設と充実した設備

### 法科大学院棟(A棟)

建物規模は地上7階、地下1階、建築面積5,930平方メートルで  
棟内には、模擬法廷、院生研究室、図書室、ラウンジが備えられており  
法務研究科生は8:00~23:00の間、土日祝日も利用することができます。



### 教室

棟内には、80人収容の教室が4室、40人収容の教室が4室設置されています。



### 模擬法廷

実際の法廷と同様につくられた教室です。ここでは「模擬裁判」の授業が行われ、法律の知識を実際の裁判実務でどう生かすかを体験しつつ修得します。



### 図書室

法科大学院の図書室は、1階に各法分野の教科書等の基本文献と新着雑誌、2階に判例集や各種法律雑誌や紀要類を所蔵し、いずれのフロアーにも自習用スペースとコピー機があります。



### 院生研究室

院生研究室8室には、一人ひとりに専用のキャレルとロッカー各15を配置しています。



### ラウンジ

法科大学院のラウンジは、仲間とのランチタイムや休憩時の談話スペースとして、自由に利用できます。自動販売機も設置しています。



### 事務室

1階の玄関を入ったところにあります。在学中の各種手続や各種問い合わせは、こちらで受け付けています。



公法



教授 實原 隆志 JITSUOHARA Takashi

担当科目 憲法(憲法訴訟)、憲法基礎研究、  
憲法演習、公法事例研究

憲法は最高法規にして、国家の基本法ですが、実際の法の大部分は一般法であり、それらは立法者によって整備されます。それでも、立法者による法整備は憲法の枠内にとどまるものでなければなりませんし、法律を適用する行政も憲法に則った措置をとることが求められます。そして、裁判所がそれらをチェックしています。このように、国家を運営していくために

は立法・行政・司法がそれぞれの役割を果たさなければなりません。そのあるべき姿を、皆さんと一緒に考えたいと思います。



教授 榊原 秀訓 SAKAKIBARA Hidenori

担当科目 行政法、行政法演習、公法事例研究

行政法は、行政の作用(活動)に関する行政法総論と、権利利益の救済に関する行政救済法に分かれます。行政訴訟提起による違法性の争い方を学ぶこととなります。作用法には、他の法分野とは異なり、一つの基本的な法律ではなく、無数の法律があります。心配いりません。法的仕組みさえ理解できれば、具体的な法律で応用できます。行政救済法は、2004年に

改正された行政事件訴訟が重要です。状況や時間軸に応じて訴訟の種類を考え、主な訴訟要件を充足するか理解できれば良いわけです。一般的に、ベテランの法曹は行政法を勉強していません。若手の法曹の方が行政法を良く知っています。時代は、訴訟で議論をリードできる皆さんを待っています。

民事法



教授 平林 美紀 HIRABAYASHI Miki

担当科目 民法(契約法)、民法(不法行為法)、民法基礎研究、  
民法演習Ⅰ、民事法事例研究B

みなさんの中には、明治時代に作られた民法に大改正があり、2020年4月より施行されていることをご存知の方もいらっしゃるでしょう。私が担当する「民法(契約法)」は、まさにその改正の対象となった分野をカバーします。実務家を目指す方には、もしかすると改正前の条文、学説、判例は過去の遺物にしか見えないかもしれませんが、改正はそれらの膨大な蓄積の成果で

す。なぜ改正されたのかを知ることで、新たなルールについてもより深い理解が可能となるでしょう。そして、将来、あなた自身が、民法の担い手の一人として、新しい判例や理論を作っていくことを私は期待しています。その時の助けになるような基礎力をつけるための授業を目指して、私も努力していきます。



教授 深川 裕佳 FUKAGAWA Yuka

担当科目 民法(物権法)、民法(担保法)、  
民法演習Ⅱ、民事法事例研究B

民法は市民生活の基本法といわれ、私たちの生活に身近な法律です。そのうち、担保法では、金融活動において重要な役割を果たす「担保」にどのような手段があるかということを知ることができます。担保法の分野では、民法に規定のある手段だけでなく、判例によって形成されてきた手段も重要です。そこで、条文、判例、学説をバランスよく学ぶことが必要です。

特に担保物権法は技術的性格が強く、理解が難しいともいわれ、学習上の不安があるかもしれません。このような懸念を払しょくするには、判例にあらわれた事例等を利用して具体的に学ぶとよいと思います。講義でも、できるかぎり具体例を示して、受講生といっしょに検討したいと思います。



教授 今泉 邦子 IMAIZUMI Kuniko

担当科目 商法(商法総則・商行為法)、商法演習、支払決済法

南山法科大学院では、商法・会社法のうち、会社法を4単位、商法総則商行為法を2単位、手形小切手法を2単位の科目として開講しています。会社法だけでも1000条程度も規定のある大きな法典なので、それなりに勉強の仕方に工夫がいります。会社は資本主義における生産活動の担い手であるため、法曹が会社の活動を支援する場合も、会社と敵対

する場合も多くあるはずですが、法曹にとって重要な分野ですので、学生の皆さんの学修をお手伝いしたいと思います。



鋭敏な教授陣による基本科目、熟練の実務法曹による実務基礎科目、そして、人間の尊厳科目、展開・先端科目を担う豊かな学識とキャリアを誇る教授と実務法曹による充実の陣容。

## 民法



教授 永江 亘 NAGAE Wataru

担当科目 商法(会社法)、法と人間の尊厳(企業倫理と法)、  
金融商品取引法

めまぐるしい速度で変化する企業社会には、絶えず新しい技術・文化的な革新がもたらされます。企業はこれらを用いることで効率性の向上を志向する一方、このような変化が社会全体のレベルで見た場合に多くの問題をもたらす場合も少なくありません。このような場合、法に社会全体の利害を調整するための介入が要求される場面があります。背景にある問

題意識を十分に理解した上で、具体的な条文を丁寧に参照しながら、社会経済の重要な担い手である企業にどのような倫理遵守を求めらるかにについて考えましょう。



教授 石田 秀博 ISHIDA Hidehiro

担当科目 民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法演習、  
民事法事例研究A、模擬裁判

民事訴訟法は、民事裁判の手続法ですが、一昔前には「眠素」と呼ばれるなど、難解でつまらないとのイメージで語られることもありましたが、法曹志望者の中で、「眠素」という人はいないでしょうが、技術的要素が多い、非常に難解な分野というイメージをお持ちの方もおられるでしょう。しかし、実際の民事裁判は生身の人間の切実な利害に関係するものではな

ら、単なる技術的な思考だけでは追いつきません。手続という点だけに拘泥すると、民訴が苦手科目になる畏にはまりこんでしまいます。民訴が、「眠素」や「畏素」にならないよう、動的な論理的思考力を学んでください。



教授 小原 将照 OHARA Masateru

担当科目 倒産法務(破産)、倒産法務(民事再生)

倒産法は、選択科目の1つでしかありません。ですが、その内容は、民事実体法、民事手続法の広範な知識と深く結びついています。それゆえ、倒産法を学修することで、民法、会社法、民事訴訟法の内容について、「倒産状態」という別の側面から光をあてることになり、それら結びつきのある他の法律科目の内容の理解の促進・深化につながるでしょう。また、実務におい

て倒産事件を扱うためには、法科大学院での基礎的学修が不可欠であり、加えて理論と実務が、どのような形でリンクしているのかという理解も不可欠です。法科大学院に入学後、必ずしも履修するわけではありませんが、履修した際には、「実体法と手続法のルーツ」と呼ばれる由縁を知ってほしいと思います。そして、身につけた力を自身の成長につなげてほしいと考えています。

## 刑事法



教授 末道 康之 SUEMICHI Yasuyuki

担当科目 刑法Ⅰ、刑法基礎研究、法と人間の尊厳(生命と法)、  
刑法演習、刑法事例研究

法律基本科目の刑法科目を担当しています。刑法学は理論的な学問であり、刑法解釈を的確に行うためには、体系的な理解が重要です。但し、概念法学に陥らないために、刑法解釈においては、理論的な整合性と同時に、社会的妥当性を確保することも必要となります。司法試験においては、刑法総論・各論の基本的な概念を正確に理解したうえで、事例におけ

る論点の適切な把握や事例を解決するための論証力が求められます。法律学の勉強に近道はなく、基本書を正確に読み込み、判例を熟読し判例の射程を正確に把握することが、刑法解釈を的確かつ正確に行うために重要となります。講義案等の資料を事前に配付しますので、主体的に授業に参加してください。



教授 榎本 雅記 ENOMOTO Masaki

担当科目 刑事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法演習

刑事訴訟法関連の科目を担当します。以前はあまり動きがなかった刑事司法が近年、激動の時代を迎えています。2016年の改正だけでも、取調べの録音・録画制度の導入、協議・合意制度・刑事免責制度の新設、被疑者国選弁護制度の拡大、証拠開示制度の拡充など、重要な制度改正が目白押しでした。まだまだこれからもしばらくは、重要な法改正や制度変更が続く見込みです。ただ、めまぐるしく変化する制度に目を向けることは

もちろん大事ですが、それ以上に変わらないもの、変わるべきではないものについて地に足のついた検討を重ねることが、皆さんにとってはより重要かもしれません。まずは、条文につねに注意を払い、判例をじっくり読解し、自由で創造的な解釈が可能になるための基礎体力をつけましょう。学ぶほどに、解釈論が予想以上に自由度の高いものであることを実感できると思います。ともに学べることを楽しみにしております。

## 民事・刑事実務



教授・弁護士 久志本 修一 KUSHIMOTO Shuichi

担当科目

民事法演習(要件事実1)、  
民事実務演習(要件事実2)、  
模擬裁判、不動産法務

民事法演習(要件事実1)は、民法を主張立証責任の分配の視点から学び直すもので、要件事実の基本を学びます。民事実務演習(要件事実2)は、民事法演習(要件事実1)での要件事実の学習を基礎に、さらに発展させ、具体的な事例を教材として、民事訴訟という場での攻撃防御方法を中心に学習します。模擬裁判は、具体的な紛争を題材に、裁判手続を実践し、こ

れまでに学んだ民法と民事訴訟法の知識の理解を深めます。不動産法務は、不動産を巡る法律問題を中心に、具体的事例を通じて実践的な考察を行います。いずれの科目も、実務的な視点から、実体法の理論を確認しつつ、法的思考能力を養うトレーニングを行っていきます。



教授・弁護士 北川 ひろみ KITAGAWA Hiromi

担当科目

法曹倫理、紛争解決(ロイヤリング)、  
法務エクスターナシップ、模擬裁判

法曹倫理では、法曹という専門家としての社会的責任を理解した上で、倫理的関心と倫理的思考を身に付けることを目標とします。ケーススタディを中心に据え、法曹としての倫理が求められる理由と求められる倫理を追究する上での悩みを多角的な視野で考えます。ロイヤリングと模擬裁判では、具体的な民事事件・紛争を題材として、学んだ知識・法的思考を

実践し、理解を深めていきます。いずれの科目も、法務エクスターナシップとともに、実践的な学習をする場であり、その学習をサポートするべく弁護士としての経験を活かした授業を展開したいと考えています。



教授・弁護士 杉浦 徳宏 SUGIURA Tokuhiko

担当科目

民事法研究(専門訴訟の実務)、民事実務総合  
研究(民事裁判の実務)、民事執行・保全法、  
法曹倫理、紛争解決(ロイヤリング)

民事法研究は医療訴訟を中心とした専門訴訟の現状と課題について考える講座です。時間があれば、交通事故訴訟、名誉毀損訴訟にも触れたいと思いますが、知財関係訴訟、行政訴訟、労働関係訴訟は除きます。

るのかを学びます。

民事実務総合研究は民事裁判の現状と課題について考える講座です。皆さんが学部で勉強した民法や民事訴訟法が民事裁判ではどのように展開されてい

民事執行・保全は民事執行法と民事保全法のことで、いずれも債務名義の権利を実現する手続です。権利実現手続の仕組みや実務について学ぶとともにその課題について考える講座です。

## 兼任・兼任教員(単位互換先を含む) 2024年度現在

※五十音順

本学法学部 教授 <b>岩本 学</b> IWAMOTO Manabu	● 国際私法A ● 国際私法B
本学法学部 教授 <b>王 冷然</b> OH Reizen	● リーガルライティング
本学法学部 教授 <b>大山 徹</b> OYAMA Tooru	● 刑法II ● 刑法演習 ● 法と人間の尊厳(生命と法)
本学法学部 教授 <b>岡田 悦典</b> OKADA Yoshinori	● 刑事訴訟法I ● 刑事訴訟法事例研究 ● 法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)
本学法学部 教授 <b>緒方 桂子</b> OGATA Keiko	● 労働法(個別紛争) ● 労働法(集団紛争)
名古屋大学 教授 <b>金子 敬明</b> KANEKO Yoshiaki	● 民法(家族法)
兼任講師 弁護士 <b>上山 晶子</b> KAMIYAMA Akiyo	● 刑事実務総合研究 ● 法曹倫理

兼任講師 弁護士 <b>柄沢 好宣</b> KARASAWA Yoshinobu	● 医療と法
名古屋法務所属公証人 <b>久保 豊</b> KUBO Yutaka	● 刑事実務演習
本学法学部 教授 <b>洪 恵子</b> KO Keiko	● 国際法
静岡大学 教授 <b>小林 道生</b> KOBAYASHI Michio	● 保険法
本学法学部 教授 <b>齊藤 高広</b> SAITO Takahiro	● 経済法A ● 経済法B
本学法学部 教授 <b>豊島 明子</b> TOYOSHIMA Akiko	● 行政法 ● 地方自治法 ● 行政法演習 ● 社会保障と法
本学法学部 教授 <b>佐藤 勤</b> SATO Tsutomu	● 民事法事例研究A

本学法学部 教授 <b>沢登 文治</b> SAWANOBORI Bunji	● 憲法(人権) ● リーガルライティング
兼任講師 弁護士 <b>社古地 健人</b> SHAKOJI Kento	● リーガルライティング
本学法学部 教授 <b>菅原 真</b> SUGAWARA Shin	● 憲法(統治)
本学法学部 准教授 <b>本部 勝大</b> HOMBU Katsuhiko	● 税法
本学法学部 教授 <b>田中 実</b> TANAKA Minoru	● 法と人間の尊厳(歴史の視点)
兼任講師 弁護士 <b>堤 真吾</b> TSUTSUMI Shingo	● 企業法務(会社法務)
名古屋大学 教授 <b>中東 正文</b> NAKAHIGASHI Masafumi	● 企業法務(ビジネス・プランニング)

本学法学部 教授 <b>服部 寛</b> HATTORI Hiroshi	● 法と人間の尊厳(哲学の視点)
兼任講師 弁護士 <b>不破 佳介</b> FUWA Keisuke	● 知的財産権法A ● 知的財産権法B
中央大学 教授 <b>洞澤 秀雄</b> HORASAWA Hideo	● 環境法
本学法学部 准教授 <b>水留 正流</b> MIZUTOME Masaru	● 法と人間の尊厳(犯罪被害者と法) ● リーガルライティング ● 法と人間の尊厳(生命と法)
中央大学 教授 <b>宮下 修一</b> MIYASHITA Shuichi	● 消費者法
立命館大学 教授 <b>山口 直也</b> YAMAGUCHI Naoya	● 少年法
福山女学園大学 准教授 <b>山本 将成</b> YAMAMOTO Masanari	● 企業法務(ビジネス・プランニング)

※五十音順



## 司法試験合格実績

Bar Examination

### 南山法科大学院は 着実な合格実績をあげています。

南山法科大学院は、令和5年司法試験において3名の合格者を出し、今までの累計合格者数は148名となりました。令和4年度までの修了者数の合計は360名ですので、修了者数に占める合格者の割合は41.1%です。

#### ■ 司法試験合格者累計

**148名** (予備試験合格者1名を含む)  
※令和5年までの累計

### 南山法科大学院の教育には司法試験 合格との強い相関性があります。

南山法科大学院の教育には、司法試験合格との強い相関性があります。過去のデータから、南山法科大学院の教育と司法試験合格との強い相関性が示されています。また、南山法科大学院では、入学試験成績による給付奨学金と並んで、在学中の学業成績が一定水準以上の優れた在学生に対しても給付奨学金制度を設けていますが、給付奨学金を受給していた修了生の多くが、司法試験合格を成し遂げています。

以上の点は、南山法科大学院の少人数制によるきめ細やかな教育の成果であるとともに、南山法科大学院の教育と司法試験合格との強い相関性を示すものであるといえるでしょう。

#### ■ 司法修習終了後の進路

弁護士	検察官	裁判官	その他	計
137	4	1	3	145

※令和5年までの累計

## 先輩弁護士からのメッセージ

Message from the senior lawyers



弁護士法人大塚・加藤法律事務所

**社古地 健人** 弁護士

私は、2017年に南山大学法科大学院を修了し、1年間の司法修習を経て、弁護士として働いています。所属する事務所では、交通事故、賃貸借に関する事件を中心に、家事事件、倒産事件その他一般民事事件を広く取り扱っています。また、個人としては、刑事弁護(国選事件)や弁護団活動(消費者被害)にも取り組んでいます。

私は、大学生の頃に、法律という社会的なルールを解釈・適用して世の中の様々な争いを解決に導くという専門性とそれに伴う責任感のある弁護士の仕事に心惹かれて、この仕事を志すようになりました。実際に弁護士になってみると、一つ一つ違う顔をもつ受任事件について、適切な解決法を考える際には想像以上の悩みがありますが、まさに自分が弁護士を志した当初に思い浮かべた責任感とそれに伴う“やりがい”のある仕事であることを実感します。

さて、このパンフレットをご覧になっている方には、「弁護士(法曹)に興味はあるけど、法律は難しく勉強に自信がない」と思っている方も多いのではないのでしょうか。大丈夫です。私は学生時代どころか弁護士になってもなお法律は難しいと痛感しており、むしろその感覚が正常かつ健全であるとさえ思います。確かに法律は難しいですが、様々な時代の人々が知恵を振り絞って考えた紛争解決のためのルールであり、日本語で書かれていることに違いはないので、正しい方法で時間と労力をかければ着実に理解が進んでいくことに間違いはありません。興味があるのに法律の勉強に自信がないという理由のみで将来の選択肢を狭めてしまうのは非常にもったいないと感じます。

南山大学法科大学院には、熱意のある学生が集中して法律の勉強に取り組むことのできる環境が整っています。少人数の利点として、学生と教員との距離も近く、少しでもわからない点があれば気軽に質問に行くことができます。私自身も、大学院で仲間と切磋琢磨した日々が今の自分を支えていると感じています。このパンフレットをご覧になって、少しでも法曹になりたいという気持ちが芽生えた方は、ぜひ南山大学法科大学院で、その夢を実現していただければと思います。

# 司法試験合格者からのメッセージ

Message from the successful applicants

## 合格者の声 Voice 1

### 吉住 知晃

2024年3月 法学既修者コース修了

皆さんは、司法試験論文式試験の採点基準をご存じですか？ 答えは、「優秀」「良好」「一応の水準」「不良」の4段階で評価されます。

仮に、全科目で「一応の水準」としか評価されなければ、どうなると思いますか？ 実は、500位ぐらいで合格します。つまり、合格者の3分の2以上は、下から2番目以下の評価しか受けていないのです。

では、「一応の水準」とは、どのような状態を指すのでしょうか？ 採点実感では、「①基本事項の理解」と「②それを使いこなすこと」などと言及されています。前置きが長くなってしまいましたが、私は、①②が「合格のために要求される能力」であると指差し、これを身につけるため、以下の取り組みを行いました。

自習では、①を中心に修得し、授業では、①の確認と②の実践を行いました。例えば、授業の予習と並行して、全科目を薄く広く周回し、論点ではなく、その前提をなす体系・定義・要件・効果・趣旨などを頭に入れました。授業では、質疑応答を通じて①の達成度を確認し、課題を①から考えて解くことで②的思考力の涵養を目指しました。

たしかに、最初は、面倒で時間もかかります。また、授業や定期試験のプレッシャーは大きく、「司法試験を後回しにしても、なんとか進級・修了だけはしたい」という考えに陥りがちです。乗り切るために、基本書を読み込まず課題の答え部分だけを探したり、てっとり早く論証パターンを丸暗記したくなる気持ちにもなります。しかし、これは一夜漬けを毎日しているようなもので頭に定着しませんし、次回は、忘れてしまった今回の分を含めた暗記が必要となってしまいます。

以上のように、私は、自習及び授業を司法試験対策に直結させることを企図した取り組みをしていたので、試験は、その延長線上のものとして無事、通過できました。在学中受験制度導入の年で、利用者も南山大学では私1人で不安だったのですが、合格者第1号となることができよかったです。

司法試験の勉強は、自分に合った取り組みをみつけると、成長を実感でき、なにより楽しく努力できます。皆さんには、楽しく努力できる取り組みを行っていただきたく、その一助として、私の経験が参考になれば幸いです。

## 私のライフスタイル

### 勉強法

「基本事項の理解」と「基本事項を使いこなすこと」を目標に、自習と授業を中心に勉強しました。最初は自習が大変で、授業の予習が間に合わなかったのですが、徐々に予習の基本事項部分をショートカットできるようになって余裕ができ、空き時間に司法試験や予備試験の過去問を解いていました。

### リフレッシュ法

ヘルニア持ちということもあり、腰痛予防のために大学近くの年中無休のフィットネスジムへ入会したのですが、通学のモチベーションとなり、勉強に好影響を与えてくれました。入学から受験まで無休で頑張ったのは、ジム通いのおかげだと思います。気づけば、脳が筋肉に乗取られ、「筋肉の回復を待つ暇つぶしに勉強する」という気持ちになっていました笑

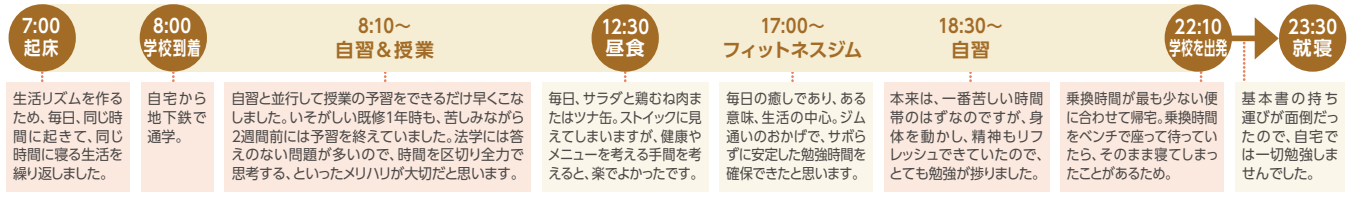
### 勉強時間

毎日10～14時間。ジム通いのおかげで休憩をとる必要がなく、集中力の落ちやすい1日の後半を、効率的に勉強できたのがよかったです。

### 学費のやりくり

奨学金をいただいていた。図書館や法学研究科図書室の蔵書が充実しており、在学中に購入した書籍は教科書を含めて3冊のみだったので、安上がりな学生生活だったと思います。

## 1日のスケジュール



## 合格者の声 Voice 2

### 小澤 ゆり

2021年3月 標準就業コース修了

私は南山大学法学部を卒業し、南山大学法科大学院の未修コースに進学しました。そして、3回目の受験で司法試験に合格しました。

南山大学法科大学院に進学を決めた理由は、少人数制により先生方との距離が近いこと、十分な自習スペースが確保されていることにあります。また、修了後であっても、先生方からのサポートを受けることができ、自習スペースを利用することができたことは司法試験に合格するうえで本当に助かりました。

学習方法について、3回目の受験では基礎に重点を置いて学習することを意識しました。今まで過去問や問題集などのアウトプットにばかりに目を向けていたのですが、インプットを丁寧に行うことで、その後行うアウトプットの質を向上させることができたと思います。基本書を読むだけでなく、理解したつもりになっていることが多々あったため、学習した範囲を人に説明することができるかを基準にし、言葉に詰まるようならその範囲を繰り返すことで理解したつもりになっている箇所をつぶしていきました。

答案を作成する場合、期限を決めて人に見せることをおすすめします。私は答案を人に見せることが苦手で、後回しにしがちでした。しかし、今回は友人や先生に答案を見てもらう機会を増やした結果、自身の答案に対する客観的な評価を得ることができ、表現のバリエーションを増やすことができました。また

期限を決めることで、答案作成が長い受験期間におけるペースメーカーとしての役割を果たし、メリハリをつけて学習することができたと思います。

どのような学習方法を選択するにしても、それを継続することが最も重要です。そのため、無理な計画を立てることなく、簡単に達成することができ目標を確実にクリアしていくことが継続の鍵だと考えました。私は、何時間勉強しよう、問題集を何周しようという目標を立てることをやめ、目の前にある問題に集中するようにしました。どうしてもモチベーションが上がらないときは、30分だけ決めて基本書を読んだりしていました。30分では区切りが悪いところで終わってしまうため、「もう少し」と自発的に学習を進めることができました。それを繰り返すことにより、結果として学習を継続することができたと考えています。

司法試験は難解な試験ではありますが、一握りの天才だけが合格することができる試験ではありません。基礎を積み重ね、挑戦し続けることで十分合格することができます。自分は何ができて、何ができていないかを把握し自分に適した方法で学習を続けたこと、何より合格したいという気持ちを持ち続けたことが今回の結果につながったのだと思います。私の経験が皆さんの参考になることを願っています。

## 私のライフスタイル

### 勉強法

基本的には論述対策を意識した基礎固めを行っていました。授業で一通りの論点に触れることはできたので、なぜその論点が出てくるのかといったところに立ち返り、体系的な理解を深めることを意識しました。答案作成においては、理解していることをどのように表現することが得点につながるかを合格者の再現答案等を参考にしながら、自分の言葉で書けるように準備しました。

### リフレッシュ法

一人暮らしだったので、実家に帰って家族と過ごしました。修了後はコロナもあり、人と話すことが極端に減ったため、家族と何気ない会話をすることが何よりのリフレッシュとなりました。また、散歩やストレッチなど体を動かすことを心掛けました。

### 勉強時間

毎日何時間という目標を立てていなかったため、日によって幅がありました。移動中や料理中など何か作業しているときに頭の中で復習したり、日常の一部としても行っていました。

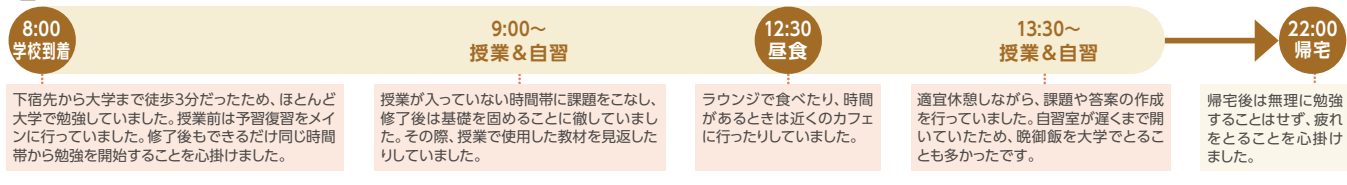
### 学費のやりくり

全額両親の援助を受けました。

### その他

当初、試験勉強は一人でやるものだと思っていましたが、人と関わりながら行うことでより理解が深まり、モチベーションの維持につながりました。試験直前では不安が募り、不眠症に悩まされたりしましたが、同じ悩みを共有できる人がいることが大きな励みになり、今回の合格につながったと思います。

## 1日のスケジュール





私は2016年に南山大学法科大学院標準就業コースに進学しました。私は法学部出身でしたが、学部時代は部活動を熱心に行っていたので、法学既習者コースではなく、基礎を固めるため、標準就業コースを選びました。

私は、家庭の事情から、法科大学院卒業後は自宅での勉強に切り替えたのですが、在学中は、授業が終わった後も、夜10時まで自習室で勉強して帰宅するという生活を送っていました。

南山大学法科大学院は、少人数制であることから、生徒と教員の距離が近く、授業や自習中に疑問点が生まれれば、すぐに質問できる環境でした。私は南山大学からの進学でしたので、学部の時にお世話になった先生方に気兼ねなく質問ができたため、非常に恵まれていたと思います。また、司法試験の過去問の添削やゼミについても、先生方がやってくださったことがとても心強かったです。特に民事訴訟法が苦手だった自分にとって、過去問添削はとても力になりました。

私は、家庭の事情も相まって、5回目の受験で合格することができました。4回目の不合格結果が出たあと、自分に足りないものは何かを改めて見

直し、どの科目においても体系的な理解が足りていないこと、規範などの暗記が曖昧であることが自分の不合格の原因であると考えました。

まず、体系的な理解を深めるために、苦手な分野・テーマをA3用紙の中心に書き、そこから木の枝を伸ばして行くようにその分野・テーマに関連する事項を増やしていき、項目ごとの関連性を意識しながら理解を深める、メモリーツリー勉強法を取り入れました。

次に、規範の暗記の曖昧さをなくすために、iPadにフラッシュカードを作成して、今までなんとなく頭に入っているだけの知識であったり、曖昧なまま覚えていた規範・論証を極力減らせるようにしました。

「司法試験はいかに早く自分に合った勉強法を見つけ出すかが大事」と教えられたことがあるのですが、まさにその通りだと思います。私はそれがすぐに見つけられず、合格までに時間がかかりましたが、自分の得意・不得意に目を向けて、自分に合った勉強法が早期に確立できれば、誰でも合格できる試験だと思います。

## 私のライフスタイル



## 司法修習体験記

あきつゆ国際特許法律事務所 木下 智香子 2022年 司法試験合格

私は、2022年3月に南山大学法科大学院未習コースを修了し、同年11月から司法修習生として採用され、静岡での実務修習を経て、2023年12月に修了しました。現在は、新人弁護士として業務に従事しています。

司法修習では、実際の事件の扱いを、裁判官・検察官・弁護士の法曹3者の各立場から修習します。司法修習は、導入修習・実務修習・集合修習から構成されますが、一番長い実務修習では、今起こっている事件を通して修習することになります。私は、刑事裁判、弁護、民事裁判、検察という順番で修習を行いました。

刑事裁判修習で印象に残っているのは裁判員裁判での修習です。本来、裁判員裁判の評議は非公開ですが、許可を頂き、傍聴の機会に恵まれました。裁判員の屈託のない疑問や各々の人生経験に基づく意見を聴き、あらゆる観点から検討をする必要性や大切さを学ぶことができました。

弁護修習では、沼津支部の富士地区に所属している主任・副主任の2つの事務所でお世話になりました。離婚等の家事事件から医療過誤、労働問題、著作権等のさまざまな事件相談の修習を行いました。先生方が相談に対して真摯に対応し、丁寧に説明をしている姿から、信頼関係構築のために必要な要素を学ぶことができました。また、弁護士には、あらゆる相談が持ち掛けられるので、司法試験ではあまり扱われない法律や新しい分野の知識習得が求められ、勉強の継続が大切であることを痛感しました。

民事裁判修習では刑事とは異なる難しさを感じました。特に、和解が不成立となった事件が印象に残っています。内容について語ることはできませんが、この和解では、両当事者が別々に裁判官とお話する機会があり、両当事者の主張とそれに対する裁判官の考えを知ることができました。そして、和解の成立には、タイミングと当事者の気持ちがとても重要であることを学びました。他にも労働審判、裁判が長期間に渡る事件や破産事件等、様々な事件を傍聴することができました。

検察修習は、静岡修習では在宅事件2件、身柄事件1件が配点されました。実務修習の中で、修習生が主体的に動くことができるのが検察修習です。在宅の被疑者の取調べの日程調整、被害者や目撃者との連絡も修習生が行いました。私は、被疑者や目撃者に取調べに来て頂けるよう、説得するのにとても苦労しま

した。また、身柄事件では、身柄拘束期間の間に起訴するか否かの判断をするために必要な証拠を集めなければなりません。私は、修習時間内に取調べの日程調整ができなかったため、時間外に警察署に行って、警察署の取調室で取調べも行いました。警察署の取調室は、とても狭く、被疑者との距離が近くて、少し怖かったのですが、なんとか取調べを終えることができました。その他に、司法解剖に立ち会う機会がありました。司法解剖では、警察官、検察官、医師との打ち合わせから、解剖、解剖結果を聴く、という全ての過程を傍聴することができました。

実務修習期間の最後に行われる選択型修習では、全国プログラムの一環として、法制度整備支援のプログラムに参加しました。このプログラムでは、日本の法律家を海外に派遣して、その国での法整備支援を行う法務省の機関で、1週間修習を行いました。具体的な国に対してどのような支援がよいかをグループで話し合い、意見発表をしました。法制度支援に対する理解が深まるとともに、他の地域で修習をしている修習生と仲良くなることができました。他には、静岡弁護士会の企画である下田での修習に参加しました。下田では、過疎地で活躍する弁護士と裁判官からお話を聴く機会を設けて頂きました。弁護士として過疎地で従事するに至った経緯や下田ならではの問題、過疎地での裁判やそのやりがいと苦労のお話を聴くことができ、とても勉強になりました。

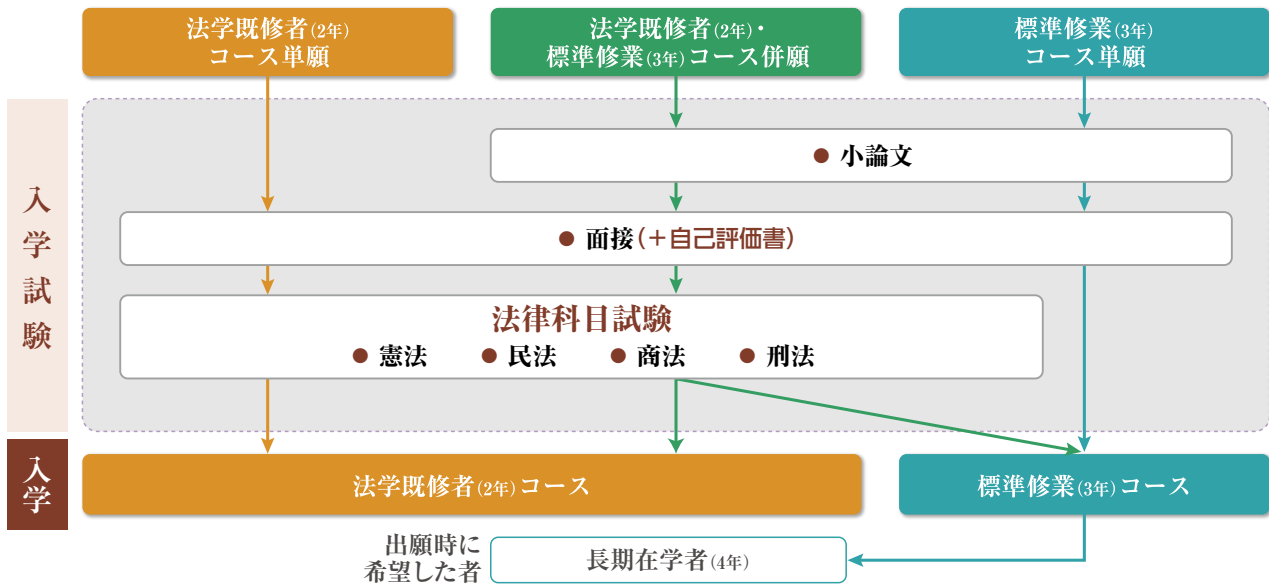
最後に行われる集合修習は、今までの修習で学んできたことの再確認と2回試験に向けた総仕上げの期間です。講義だけではなく、模擬裁判やグループでの話し合いをすることで、他の修習生の創意工夫を学ぶことができ、自分の至らない点について再認識をすることができました。私は、集合修習開始が2回試験の約2か月前でしたので、修習生はとても緊張感をもって集合修習期間を過ごしました。2回試験は99.9%の人が合格すると言われる試験ですが、そうであっても不合格となるのではないかととても不安になりました。2回試験当日は、これまでないほど教室全体の緊張感が高まっていましたが、1年間苦業を共にしてきた他の修習生と互いに励まし合って乗り越えることができました。

私の司法修習体験が、これから司法試験を目指す皆様に、司法試験合格後のイメージに役立てて頂ければ幸いです。皆様の合格を祈念致します。

アドミッションポリシー

多様な経験と実績を有する人が法曹となることが重要ですので、法務研究科への入学段階では必ずしも法的専門知識・能力を有している必要はありません。法務研究科は、変転する社会情勢の動向に鋭敏で強い関心を持ち、現代社会における人権や自由のあり方を真剣に考え、自己の意見を適切に示し、他者とコミュニケーションを図る能力を有し、具体的な問題解決のために、真摯で継続的な努力をし、論理的思考(コースにより法的専門知識とかかわりのない論理的思考または法的専門知識を前提とした論理的思考)ができる将来の法曹に要求される能力・資質をもつ人の入学を求めています。

入試ガイド



【在学中受験について】

最終年次(法学既修者コース2年次、標準修業コース3年次)において、司法試験の在学中受験をすることが認められています。そのためには、受験の前年度に一定の科目を先行履修して修得し、また、学長の認定を受ける必要があります。

【標準修業コースにおける長期在学者制度について】

標準修業コースとしての入学を希望される方が、職業を有している等の理由で3年間の修了が困難であることが見込まれる場合に、3年間分の授業料で4年間の在学を許可する長期在学者制度を設けています。

入学試験の詳細については、**「入試要項」**にてご確認ください。

<https://depts.nanzan-u.ac.jp/grad/ls/>

※過去の入試問題は上記Webページ「受験生の方へ」に掲載しています。

充実した独自の経済的サポート制度

南山法科大学院では、入学試験成績または学業成績が一定水準以上の優れた在学生に対して独自の給付奨学金制度を設けています。また、院生の学費支弁のために、学費一部相当額を貸与してその奨学に資するための貸与奨学金制度も設けています。

南山法科大学院給付奨学金

①入学試験成績による給付奨学金

法学既修者コース入学試験成績優秀者 (合格者が1名の場合はA～C日程上位50%までの入学者 (採用人数は1名とする))	100万円
標準修業コース入学試験成績優秀者 A日程上位25%までの入学者	100万円
標準修業コース入学試験成績優秀者 (合格者が1名の場合はB～C日程上位50%までの入学者 (採用人数は1名とする))	50万円

②学業成績による給付奨学金

標準修業コース2年次ならびに同コース3年次および法学既修者コース2年次に在学の方が対象となります。

各年度成績優秀者上位20%までの者	50万円
各年度成績優秀者上位20%から40%までの者	30万円

※前年度の必修科目の成績に基づきます。

◆南山法科大学院 貸与奨学金

※日本学生支援機構の奨学生に採用されなかった者を対象として、30万円・50万円・100万円のうちから、希望する額を大学が貸与します(年額)。  
※毎年度貸与を希望することができ、在学中は無利子です。

◆ロースクール奨学金ちゅうぶ

※中部地方の弁護士有志によって設立されたNPO法人による独自の奨学金です。毎年度入学者の中から中部地区の法科大学院より奨学金支給者が決定されています。詳細は同法人のウェブサイト(<https://lawsschubu.jp/>)をご覧ください。



## 南山法科大学院は、様々な取り組みを推進しています

### ◆ 法学部との連携・協力した法曹養成への取り組み

南山大学法学部では、法科大学院を目指す学生を対象とした「司法特修コース」を設けています。同コースにおいては、コース生用の演習科目を設けるほか、法律基本科目に相当する科目を中心に、法科大学院における教育課程との連続性・体系的バランスをはかった科目の学年配置が行われています。また、3年次卒業（早期卒業）の制度を設けるとともに、4年次の司法特修コース生には、法科大学院の科目の先行履修や聴講をすることを

認めています。

このように、南山法科大学院は、法科大学院入学後の学修をスムーズに行い、修了後の1年以内の司法試験合格を可能にすべく、法学部との組織的連携を図り、法科大学院における教育と体系の取れた連続的教育プログラムの実施を行います。

### ◆ 名古屋大学との連携

南山法科大学院は、名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との単位互換協定を締結しています。この協定に基づき、それぞれが開設する授業科目について、毎年度、単位互換科目を選定し、実施しています。さらに2021年度からは、演習科目（公法事例研究）について、名古屋大学法科大学院と共同授業を行うという新しい試みを始めます。

これらの教育連携は、選択可能な授業科目メニューを豊富にすることはもちろんですが、これらの授業科目を通じて提供される学習環境は、他大学に所属する法科大学院生との知的交流の機会を提供するものであり、通常の授業科目とは一味違うものとなっています。

#### ▶ 名古屋大学との単位互換科目 (2024年度)

南山大学 地方自治法 消費者法 医療と法  
名古屋大学 刑事学 ビジネス・プランニング

#### ▶ 名古屋大学との共同開講科目 (2024年度)

公法事例研究

### ◆ 未修者教育の改革

南山法科大学院では、未修者教育を重視し、次のような改革を行っています。

- ①標準修業コース1年次は、主に、憲法、民法、刑法の講義科目を中心に履修するようにカリキュラムが組まれています（民事訴訟法、刑事訴訟法については、上記3科目の基礎知識をつけた上で、2年次からの受講となります）。
- ②1年次秋学期に、憲法、民法、刑法の基礎研究科目（6単位中4単位の選択必修）を配置し、上記3科目についての基礎学力の定着をめざしています。
- ③法科大学院での学習をスムーズに進めるためには、学習に必要な法律情報の入手・活用、判例の読み方などを学ぶ必要があります。自学自習のための

Self-Learningシステムを導入しており、学修の習熟度を確認したり、短答問題で自習をすることができます。

- ④法科大学院での学習では、法律的文章の書き方に早くなれることが重要です。南山法科大学院では、法律的文章の作成能力を涵養するため、「リーガルライティング」を1年次春学期に配置しています。
- ⑤TKCの教育支援システムを利用し、WEB上で自学自習することができます。
- ⑥アドバイザーの指導の中で、未修者を念頭においた1年生ゼミ、その後の2年生ゼミも行っています。

## 南山大学法曹実務教育研究センター

### Center for Legal Practice-Education and Research

南山大学は、「人間の尊厳」をモットーにして2004年4月に、南山法科大学院を設置しました。こうしたなか、本学経済学部在学中に医療過誤の被害者となり、長期療養の末に逝去された稲垣克彦氏のご両親（稲垣克己・道子ご夫妻）から、2006年4月に「医療過誤をなくすために役立てて欲しい」という趣旨のもとにご寄付の申出があり、「稲垣克彦基金」が設立されました。ご寄付の意向を実現し、それをさらに発展・充実していくため、「南山大学法曹実務教育研究センター」を設置し、2006年秋から活動を開始しました。

本センターは、具体的な事案を素材とする法科大学院生の「実務教育」、実務家教員と研究者教員の連携による「実務研究」、さらには弁護士を中心とした法曹の研鑽の場となることを目指し、法科大学院生の短期エクスターンシップ、模擬医師尋問、各種講演会・セミナーを開催しています。

今後はこれらの実績をさらに発展・充実させると共に、これまで148名（予備試験合格者1名を含む）の司法試験合格者を輩出した南山法科大学院の実績を生かし、実務法曹の研鑽の場をより充実させたいと考えています。

南山大学法曹実務教育研究センター長 久志本 修一

センターでは、法科大学院の学生に対する実務教育の研究ばかりではなく、法曹を対象とした研修（修了後研修）等も視野に入れて、以下の事業を行います。

#### 1 法曹実務教育の研究と実践

- ◆ 法科大学院における院生に対する実務教育の研究
- ◆ 短期エクスターンシップ

#### 2 法曹実務能力向上の推進事業

- ◆ 法曹実務に関する教育研修（卒後研修）の実施
- ◆ 法曹実務に関する各種講演会・セミナーの開催

#### 3 その他センターの目的達成に必要な事業

※それぞれの企画については順次大学のWebページ等で案内します。

